

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十一日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）

第四節 職制（第十七条―第二十九条）

を「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」に改める。

第三条の見出し中「、教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室」を「及び教育事務所」に改め、同条中「並びに」を「及び」に改め、「及び新設特別支援学校開校準備室」を削る。

第五条第二十四号中「、新設特別支援学校開校準備室」を削る。

第八条第十号中「、幼児教育センター及び新設特別支援学校開校準備室」を「及び幼児教育センター」に改める。

第八条の第二十号を削る。

第二章第三節を削り、第四節を第三節とする。

第二十一条の二を削る。

第二十四条第二項を削る。

第二十八条中「、教育事務所並びに新設特別支援学校開校準備室」を「並びに教育事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日（令和五年十月十日）から施行する。
（大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正）
- 2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
第四条中「、新設特別支援学校開校準備室」を削る。
（大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正）
- 3 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項及び第三十四条第二項の表の第二条第一項の項中「、新設特別支援学校開校準備室長」を削る。
（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）
- 4 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項及び第十七条第二項の表の第二条第一項の項中「、新設特別支援学校開校準備室長」を削る。

提案理由

県立中央支援学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた新設特別支援学校開校準備室を廃止したいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条） （削る）</p> <p>第三節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条） 附則</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（本庁及び教育事務所 第三条 教育庁は、本庁及び 本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所をもつて構成する。）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事 二十五〜三十 （略）</p> <p>第五条の二〜第七条の二 （略）</p> <p>（義務教育課の分掌事務）</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・ 第十六条の三）</p> <p>第四節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条） 附則</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（本庁、教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室をもつて構成する。</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>二十四 本庁の課、所及び室、教育事務所、新設特別支援学校開校準備室並びに教育機関の事務の連絡調整に関する事 二十五〜三十 （略）</p> <p>第五条の二〜第七条の二 （略）</p> <p>（義務教育課の分掌事務）</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p>

十 特別支援教育課及び幼児教育センターの庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇九 （略）

第九条〇 第十二条 （略）

第二節 教育事務所の組織

第十三条〇 第十六条 （略）

（削る）

（削る）

（削る）

第三節 職制

第十七条〇 第二十一条 （略）

十 特別支援教育課、幼児教育センター及び新設特別支援学校開校準備室の庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇九 （略）

第九条〇 第十二条 （略）

第二節 教育事務所の組織

第十三条〇 第十六条 （略）

第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織

（名称及び位置）

第十六条の二 新設特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
教育庁新設特別支援学校開校準備室	大分市

（新設特別支援学校開校準備室の事務）

第十六条の三 新設特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 大分市に新設する新設特別支援学校の開校準備に関すること。

第四節 職制

第十七条〇 第二十一条 （略）

（室長）

(削る)

第二十二條〜第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 (略)

(削る)

第二十五條〜第二十七條 (略)

(職員数)

第二十八條 本庁の課、所及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。

第二十九條〜第三十三條 (略)

第二十一條の二 新設特別支援学校開校準備室に室長を置く。
2 室長は、教育長の命を受け、新設特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二條〜第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 (略)

2 第二十一條の二に規定するものを除き、新設特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。

第二十五條〜第二十七條 (略)

(職員数)

第二十八條 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに新設特別支援学校開校準備室の職員数は、教育長が定める。

第二十九條〜第三十三條 (略)

○大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、<u>公文書に係るものを含む。</u>）及び教育機関が管理している本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p> <p>第一号様式〜第十二号様式（略）</p>	<p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、<u>新設特別支援学校開校準備室及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。</u>）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p> <p>第一号様式〜第十二号様式（略）</p>

○大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条（略）

（配置）

第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要があるが生じた場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならぬ。

2（略）

第三条（略）

（県費負担教職員の適用の特例）

第三十四条（略）
2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	所属長（本庁の各課長、 <u>所長及び室長、各教育事務所長</u> 並びに教育機関の長をいう。以下同じ。） 教育人事課長	市町村教育委員会
（略）	（略）	（略）

第三十五条（略）

別表第一（略）

第一号様式（略）

第一条（略）

（配置）

第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要があるが生じた場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならぬ。

2（略）

第三条（略）

（県費負担教職員の適用の特例）

第三十四条（略）
2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項	所属長（本庁の各課長、 <u>所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長</u> 並びに教育機関の長をいう。以下同じ。） 教育人事課長	市町村教育委員会
（略）	（略）	（略）

第三十五条（略）

別表第一（略）

第一号様式（略）

○大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>第一条（略）</p>			<p>第一条（略）</p>						
<p>（配置）</p>	<p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p>		<p>（配置）</p>	<p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p>					
<p>2 （略）</p>	<p>第三条（略）</p>		<p>2 （略）</p>	<p>第三条（略）</p>					
<p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p>	<p>第十七条（略）</p>		<p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p>	<p>第十七条（略）</p>					
<p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="686 232 742 427"> <p>第二条第一項</p> </td> <td data-bbox="686 463 742 831"> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> </td> <td data-bbox="686 866 742 1099"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項</p>	<p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>	<p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="686 232 742 427"> <p>第二条第一項</p> </td> <td data-bbox="686 463 742 1780"> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> </td> <td data-bbox="686 1816 742 2049"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項</p>	<p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>
<p>第二条第一項</p>	<p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>							
<p>第二条第一項</p>	<p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、新設特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>	<p>市町村教育委員会</p>							
<p>3 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>3 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>				
<p>第十八条（略）</p>			<p>第十八条（略）</p>						
<p>別表第一・別表第二（略）</p>			<p>別表第一・別表第二（略）</p>						
<p>第一号様式（略）</p>			<p>第一号様式（略）</p>						

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県教育委員会規則第4号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

※ (2)から(4)までの規則は、大分県教育委員会行政組織規則が改正されることに伴い、改正の必要が生じたもの

2 改正理由

令和5年10月10日付けで大分県立中央支援学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた「新設特別支援学校開校準備室」を廃止するもの。

なお、大分県立中央支援学校の新設に係る「大分県立学校の設置に関する条例」の一部改正議案は、令和5年県議会第3回定例会に上程中。

3 主な改正内容

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正
「新設特別支援学校開校準備室」を廃止（目次、第3条、第5条、第8条、第8条の2、第16条の2、第16条の3、第21条の2、第24条、第28条関係）
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正
「新設特別支援学校開校準備室」を削る。（第4条関係）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正
「新設特別支援学校開校準備室長」を削る。（第2条、第34条関係）
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正
「新設特別支援学校開校準備室長」を削る。（第2条、第17条関係）

4 施行期日

公布の日（令和5年10月10日）